



# 山形県公報

平成19年4月1日(日)

号 外(13)

## 目 次

### 規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則.....(人 事 課) ... 1

### 訓 令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令.....( 同 ) ...19

## 規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第56号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

目次中「身体障害者更生相談所」を「身体障がい者更生相談所」に、「知的障害者更生相談所」を「知的障がい者更生相談所」に改める。

第1条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第9条の見出し中「及び係」を「、係及び担当」に改め、同条第1項中「係を」を「係及び担当を」に改め、同項の表を次のように改める。

部 名	課・室名	係・担 当 名
総務部	総務課	庶務係、調整担当、法令係、文書管理係
	人事課	庶務係、組織管理係、人事管理係、給与管理係、企画担当
	職員厚生課	庶務係、健康管理担当、福祉担当、厚生給付担当、年金担当
	財政課	庶務係、予算第一係、予算第二係、資金制度係
	管財課	庶務係、県有財産管理担当、施設管理係
	税政課	庶務係、企画・納税担当、課税担当、税務電算担当
	市町村課	庶務係、行政担当、財政係、理財係、税政係
文化環境部	県民文化課	庶務係、企画調整担当、文化振興担当

	学術振興課	高等教育担当、科学技術振興担当
	環境企画課	庶務係、環境企画担当、地球温暖化対策担当
	循環型社会推進課	廃棄物対策担当、監視指導担当、リサイクル推進担当、環境産業担当
	みどり自然課	自然環境担当、環境影響評価担当、温泉保全係、施設整備担当、みどり環境担当
	女性青少年政策室	男女共同参画担当、少子化対策担当、青少年対策担当
健康福祉部	健康福祉企画課	庶務係、企画担当、地域福祉担当、医務担当
	長寿社会課	庶務係、高齢企画担当、事業サービス担当、国保指導担当
	児童家庭課	庶務係、児童養護担当、保育育成担当、母子福祉担当、母子保健担当
	障がい福祉課	庶務係、障がい福祉支援担当、医療・地域生活支援担当、指導調整担当
	保健業務課	庶務係、看護難病対策担当、感染症予防担当、薬務担当、生活衛生担当、と畜衛生担当
商工労働観光部	産業政策課	庶務係、企画調整担当、産業戦略担当、経営支援担当、金融担当、鉱政担当、計量担当
	工業振興課	企業振興担当、戦略技術担当、企業立地担当
	商業経済交流課	まちづくり商業担当、国際経済担当
	観光振興課	観光企画担当、観光振興担当、広域観光担当、物産振興担当
	雇用労政課	労政担当、職業能力開発担当、就業促進担当
農林水産部	農政企画課	庶務係、企画担当、事業推進担当、新農業推進担当
	経営安定対策課	企画調整担当、担い手支援担当、金融共済担当、農村環境保全担当
	生産技術課	庶務係、企画担当、技術普及担当、稲作農産係、園芸振興担当、畑作園芸担当、水産振興担当
	工コ農業推進課	企画担当、工コ農業推進担当、技術調整担当
	農村計画課	庶務係、予算担当、土地改良指導担当、農地管理・地籍担当、計画調整担当、監理技術担当、施設水利担当、農山村整備担当
	森林課	庶務係、林政企画担当、森林計画担当、森林整備担当、森林技術担当、林産振興担当
土木部	管理課	庶務係、予算担当、県土整備調整・企画担当
	建設企画課	建設行政担当、積算技術担当、監督指導担当、システム開発担当
	交通政策課	交通企画担当

都市計画課	庶務係、行政担当、都市計画担当、街路・区画整理担当、都市公園担当、土地政策担当、新都市開発調整担当
道路課	庶務係、道路行政担当、道路企画担当
河川砂防課	庶務係、行政担当、河川管理担当、河川整備担当、災害経理担当、災害復旧担当、ダム整備管理担当
建築住宅課	庶務係、建築指導担当、公営住宅担当、企画担当、住宅宅地担当、建築防災担当

第9条第2項中「係を」を「係及び担当を」に改め、同項の表を次のように改める。

課名	係・担当名
改革推進課	改革推進担当、権限移譲担当、総合調整担当
政策企画課	庶務係、調整担当、企画・計画推進担当、地域政策担当
情報企画課	情報企画担当、電子県庁企画担当、電子県庁システム調整担当、給与システム担当、業務企画・開発担当
統計企画課	庶務係、企画担当、解析担当、生活統計担当、経済統計担当

第9条第3項中「及び」を「、担当及び」に改め、同項の表を次のように改める。

課名	係・担当・隊名
生活安全調整課	庶務係、危機管理担当、消費生活担当、安全安心なまちづくり推進担当、交通安全対策担当
食品安全対策課	企画・食品衛生担当、農薬安全担当、水道事業担当
総合防災課	防災担当、国民保護対策担当、消防・保安担当、消防防災航空隊

第9条第4項中「係を」を「係及び担当を」に改め、同項の表を次のように改める。

課名	課内室名	係・担当名
総務課	秘書室	
	広報室	報道担当、広報担当
	県民サービス推進室	広聴担当、情報公開担当
県民文化課	県民活動推進室	
	国際室	旅券係
学術振興課	大学法人整備室	
環境企画課	環境保全室	

健康福祉企画課	援護・指導室	援護恩給担当、保護指導担当
長寿社会課	介護・予防支援室	
保健業務課	健康やまがた推進室	健康栄養係、がん対策担当
商業経済交流課	ブランド戦略推進室	
農政企画課	流通対策室	
経営安定対策課	団体指導室	団体指導担当、団体検査担当
工コ農業推進課	畜産室	畜産振興担当、自給飼料担当、衛生担当
管理課	用地室	
交通政策課	高速道路整備推進室	
	空港港湾室	空港担当、港湾担当
都市計画課	下水道室	流域下水道担当、公共下水道担当
道路課	保全整備室	道路環境担当、国道・市町村道・橋梁 <sup>りょう</sup> 担当、地方道担当
河川砂防課	砂防室	砂防企画担当、砂防事業担当
建築住宅課	営繕室	営繕担当、営繕設備担当

第11条第1項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第2項中「係を」を「係及び担当を」に改め、同項の表を次のように改める。

課名	係・担当名
総務課	庶務係、資金管理担当、審査係、出納係、会計指導・システム担当、新財務会計推進担当
経理課	決算国費担当、調達担当
工事検査課	

第13条第1項第2号リ中「教養」を「育成」に改め、同項第8号中ニを削り、ホをニとし、ヘを削り、トをホとし、チをへとし、リをトとし、同項第9号へ中「知事の特命」を「地方分権の推進」に改め、同号中チからワまでを削り、カをチとし、ヨをリとし、タをヌとし、同号レ中「水源地域整備計画に基づく」を「電源立地地域対策及び」に改め、同号中レをルとし、ソをヲとし、ツをワとし、ネをカとする。

第14条第1項第2号ニ中「県史の編さん」を「県史資料の保存及び整理」に改め、同号に次のように加える。

へ 県立大学の公立大学法人化に関すること

第14条第1項第5号チを削り、同条第2項中「国際室」を「国際室で、学術振興課の分掌事務のうち同項第2号へに掲げる事務は大学法人整備室」に改める。

第15条第1項第4号中「障害福祉課」を「障がい福祉課」に改め、同号ト中「身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所」を「身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所」に改め、同条第2項中「介護保険推進室」

を「介護・予防支援室」に、「で所掌する事務」を「の分掌事務」に改める。

第16条第1項第1号ソ中「商業経済交流課及び観光振興課」を「部内」に改める。

第17条第1項第3号イから八までを次のように改める。

イ 農業普及事業の総合企画、調整及び推進に関すること

ロ 農業技術に関する情報の提供に関すること

ハ 農業気象及び農作物の生育に関する情報の把握並びに農作物の生産に関する技術対策に関すること

第17条第2項中「経営安定対策課」を「農政企画課の分掌事務のうち前項第1号ホに掲げる事務(加工利用に関するものを除く。)並びに同号チ及びリに掲げる事務は流通対策室で、経営安定対策課」に、「前項第2号リからヲまで」を「同項第2号リ及びヌ」に改める。

第18条第1項第4号中ヲをソとし、ルをレとし、ヌをタとし、リをヨとし、チをカとし、トの次に次のように加える。

チ 国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること

リ 土地取引の規制に関すること

ヌ 遊休土地に関すること

ル 地価の調査に関すること

ヲ 土地譲渡益重課制度に係る特定住宅用地の認定及び譲渡予定価格の審査に関すること

ワ 不動産鑑定業に関すること

第18条第1項第7号二中「の建設」、「管理並びに」及び「の管理」を削り、同号ヲ中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改め、同号中ツをネとし、ソをツとし、レをソとし、タをレとし、ヨをタとし、カの次に次のように加える。

ヨ 被災した建築物等の危険度の判定に関すること

第18条第2項中「同項第4号リからヲまで」を「同項第4号ヨからソまで」に、「同項第7号ヨからレまで」を「同項第7号タからソまで」に改める。

第22条第1号チ中「並びに」を「及び」に改め、同条第2号チ中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第30条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第31条第1項中「係名の」を「係・担当名の」に、「係を」を「係及び担当を」に改め、同項の表を次のように改める。

総合支庁名	組 織		係 ・ 担 当 名	位 置
	部 名	課 名		
村山総合支庁	総務企画部	総務課	総務係、総合相談係、職員係、予算係、消防防災係	
		税務課	直税第一担当、直税第二担当、直税第三担当、間税担当、納税第一担当、納税第二担当、管理担当	
		企画振興課	企画担当、市町支援担当、県民生活担当	
		西村山総務課	総務係、経理係、審査出納担当	寒河江市
		西村山税務課	課税担当、納税管理担当	寒河江市
		北村山総務課	総務係、経理係、雪プロジェクト担当、審査出納担当	村山市
		北村山税務課	課税担当、納税管理担当	村山市
	保健福祉環境部	福祉企画課	管理担当、調整担当、企画担当、指導担当	
		環境課	環境企画・自然環境担当、廃棄物対策担当、環境保全担当	

	保健企画課	総務係、企画担当	山形市
	検査課		山形市
	生活衛生課	食品衛生担当、監視指導担当、営業衛生担当、乳肉衛生管理担当	山形市
	地域保健予防課	保健支援係、精神保健福祉係、感染症予防担当、健康増進担当	山形市
	生活福祉課	福祉担当	寒河江市
産業経済部	産業企画課	総務係、産業企画担当	
	商工労働観光課	商工労政担当、観光振興担当	
	農業振興課	地域農政担当、農産振興担当、園芸振興担当、畜産振興担当	
	農業技術普及課	企画環境担当、地域づくり担当、産地づくり担当	
	農村計画課	指導担当、計画調整担当、地域保全担当	
	農村整備課	用地換地担当、工事担当、整備担当	
	森林整備課	林政企画担当、普及担当、治山林道担当	
	家畜保健衛生課	庶務担当、業務担当、病性鑑定担当	山形市
	西村山農業技術普及課	地域づくり担当、産地づくり担当	寒河江市
	西村山農村整備課	用地換地担当、工事担当、整備担当	寒河江市
	北村山農業技術普及課	地域づくり担当、産地づくり担当	村山市
	北村山農村整備課	用地換地担当、工事担当、整備担当	村山市
建設部	建設総務課	総務係、経理係、行政係、建設技術・事業調整担当	
	用地課	用地担当	
	都市計画課	計画工事担当、公園下水道担当	
	道路課	維持管理担当、道路整備担当	
	河川砂防課	維持調査担当、河川工事担当、砂防工事担当	
	建築課	審査指導担当、住宅営繕担当	
	山形統合ダム管理課	ダム管理担当	山形市

		西村山建設 総務課	自動車運転担当、経理係、行政係、建設リサイクル担当	寒河江市
		西村山用地 課	用地担当	寒河江市
		西村山道路 計画課	維持管理担当、道路整備担当、都市整備担当	寒河江市
		西村山河川 砂防課	維持調査担当、工事担当	寒河江市
		北村山建設 総務課	自動車運転担当、経理係、行政係、建設リサイクル担当	村山市
		北村山用地 課	用地担当	村山市
		北村山道路 計画課	維持管理担当、道路・高速整備担当、都市整備担当	村山市
		北村山河川 砂防課	維持調査担当、工事担当	村山市
最上総合支庁	総務企画部	総務課	総務係、職員係、予算係、消防防災係	
		税務課	課税第一担当、課税第二担当、納税管理担当	
		企画振興課	企画振興担当、県民生活担当	
	保健福祉環 境部	保健企画課	総務係、企画調整担当、医薬事担当	
		地域保健予 防課	保健支援担当、感染症予防・健康増進担当	
		福祉課	管理担当、企画指導担当、福祉担当	
		環境課	環境企画・自然環境担当、環境対策・リサイクル担当	
	産業経済部	産業企画課	総務係、産業企画担当	
		商工労働観 光課		
		農業振興課	地域農政担当、農産園芸担当、畜産振興担当	
		農業技術普 及課	企画環境担当、地域づくり担当、産地づくり担当	
		農村計画課	指導担当、計画調整担当	
		農村整備課	庶務係、用地換地担当、環境整備担当、工事担当、整備担当	新庄市
		森林整備課	林政企画担当、普及担当、治山林道担当	
		家畜保健衛 生課	業務担当	
		建設部	建設総務課	総務係、経理係、行政係、建設技術・事業調整担当

		用地課	用地担当	
		道路計画課	維持管理担当、道路・都市整備担当	
		河川砂防課	維持調査担当、工事担当、ダム管理担当、ダム建設担当	
		建築課	審査指導担当、住宅営繕担当	
		高坂ダム管理課	ダム管理担当	最上郡真室川町
置賜総合支庁	総務企画部	総務課	総務係、職員係、予算係、消防防災係	
		税務課	課税第一担当、課税第二担当、納税管理担当	
		企画振興課	企画振興担当、県民生活担当	
		西置賜総務課	総務係、経理係、審査出納担当	長井市
		西置賜税務課	課税担当、納税管理担当	長井市
	保健福祉環境部	福祉課	管理担当、調整担当、企画担当、指導担当、福祉担当	
		環境課	環境企画・自然環境担当、廃棄物対策担当、環境保全担当	
		保健企画課	総務係、企画担当、医薬事担当	米沢市
		検査課		米沢市
		生活衛生課	食品衛生係、乳肉衛生管理担当、営業衛生担当	米沢市
		地域保健予防課	保健支援担当、健康増進担当、精神保健福祉担当、感染症予防担当	米沢市
	産業経済部	産業企画課	総務係、産業企画担当	
		商工労働観光課	商工振興担当、観光振興担当、雇用労政担当	
		農業振興課	地域農政担当、農産園芸担当、畜産振興担当	
		農業技術普及課	庶務係、企画環境担当、地域づくり担当、産地づくり担当	東置賜郡高畠町
		農村計画課	指導担当、計画調整担当	
		農村整備課	用地換地担当、工事担当	
		森林整備課	林政企画担当、普及担当、治山林道担当	
		家畜保健衛生課	庶務担当、業務担当	南陽市



		西置賜農業技術普及課	地域づくり担当、産地づくり担当	長井市
		西置賜農村整備課	用地換地担当、工事担当	長井市
	建設部	建設総務課	総務係、経理係、行政係、建設技術・事業調整担当	
		用地課	用地担当	
		道路計画課	維持管理担当、道路・高速整備担当、都市整備担当	
		河川砂防課	維持調査担当、工事担当	
		建築課	審査指導担当、住宅営繕担当	
		野川水系ダム管理課	ダム管理担当	長井市
		西置賜建設総務課	自動車運転担当、経理係、行政係、建設リサイクル担当	長井市
		西置賜用地課	用地担当	長井市
		西置賜道路計画課	維持管理担当、道路整備担当、都市整備担当	長井市
		西置賜河川砂防課	維持調査担当、工事担当	長井市
庄内総合支庁	総務企画部	総務課	総務係、職員係、予算係、消防防災係	
		税務課	課税第一担当、課税第二担当、課税第三担当、納税担当、管理担当	
		企画振興課	グラウンドデザイン推進担当、地域政策調整担当、市町支援担当、県民生活担当	
	保健福祉環境部	保健企画課	総務係、企画調整担当、医薬事担当	
		検査課	検査係	
		生活衛生課	食品衛生担当、乳肉衛生管理担当、営業衛生担当	
		地域保健予防課	健康対策担当、精神保健福祉担当、感染症予防担当	
		福祉課	管理係、企画係、指導係、福祉担当	
		環境課	環境企画・自然環境担当、廃棄物対策担当、環境保全担当	
	産業経済部	産業企画課	総務係、産業企画担当	
		商工労働観光課	商工振興担当、観光振興担当、雇用労政担当	
		農業振興課	地域農政担当、農産園芸担当、畜産振興担当	

	農業技術普及課	庶務係、企画環境担当、地域づくり担当、産地づくり担当	鶴岡市
	酒田農業技術普及課	庶務係、企画環境担当、地域づくり担当、産地づくり担当	酒田市
	農村計画課	指導担当、計画調整担当、事業担当	
	農村整備課	用地換地担当、施設担当、工事担当、環境整備担当、農地整備担当	
	水産課	総務係、振興普及担当、漁業調整担当	酒田市
	森林整備課	林政企画担当、普及担当、治山林道担当	
	家畜保健衛生課	庶務担当、業務担当	東田川郡庄内町
建設部	建設総務課	総務係、経理係、行政係、建設技術・事業調整担当	
	用地課	用地担当	
	道路計画課	都市整備・企画担当、道路整備担当、維持管理担当	
	河川砂防課	維持調査担当、河川海岸工事担当、砂防工事担当、ダム管理担当	
	建築課	審査指導担当、住宅営繕担当	
	港湾事務所	総務係、港政管理担当、港湾振興担当、港湾担当	酒田市
	庄内空港事務所	庶務係、施設係	酒田市
	荒沢ダム管理課	ダム管理担当	鶴岡市

第31条第3項中「係名の」を「係・担当名の」に、「係を」を「係及び担当を」に改め、同項の表を次のように改める。

総合支庁名	組 織		課内室名	係・担当名
	部 名	課 名		
村山総合支庁	総務企画部	総務課	出納室	
	保健福祉環境部	保健企画課	医薬事室	
	産業経済部	農業技術普及課	産地研究室	庶務係、園芸研究担当
		森林整備課	森づくり推進室	森づくり担当、里山造林担当
	建設部	河川砂防課	留山川ダム建設室	設計担当、工事担当
最上総合支庁	総務企画部	総務課	出納室	

	保健福祉環境部	保健企画課	検査室	
			生活衛生室	
	産業経済部	農業技術普及課	産地研究室	庶務係、園芸研究担当
		森林整備課	森づくり推進室	森づくり担当、里山造林担当
置賜総合支庁	総務企画部	総務課	出納室	
	産業経済部	農業技術普及課	産地研究室	庶務係、園芸研究担当
		森林整備課	森づくり推進室	森づくり担当、里山造林担当
庄内総合支庁	総務企画部	総務課	出納室	
	産業経済部	農業技術普及課	産地研究室	庶務係、園芸研究担当
		森林整備課	森づくり推進室	森づくり担当、里山造林担当

第33条第1号中タをレとし、ヨをタとし、カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルの次に次のように加える。  
 ヲ 雪対策に関すること(北村山総務課に限る。)

第34条第1項第1号中「福祉課、西村山福祉課及び西置賜福祉課」を「福祉企画課、生活福祉課及び福祉課」に改め、同号イ中「村山総合支庁保健福祉環境部福祉課及び置賜総合支庁保健福祉環境部福祉課」を「福祉企画課及び置賜総合支庁」に改め、同号ハからワまでの規定中「福祉課に限る」を「生活福祉課を除く」に改め、同号カ中「こと」を「こと(生活福祉課を除く。)」に改め、同号ヨ中「こと」を「こと(福祉企画課を除く。)」に改め、同号タ中「福祉課に限る」を「福祉企画課を除く」に改め、同号レ中「福祉課に限る」を「生活福祉課を除く」に改め、同項第3号イ及びロ中「及び置賜総合支庁」を「にあつては福祉企画課及び環境課、置賜総合支庁」に、「福祉課」を「福祉課」に改め、同項第6号ル中「福祉課」を「福祉企画課及び福祉課」に改め、同条第2項を削る。

第35条第4号イ中「農業改良助長法」を「農業普及事業(農業改良助長法)に、「事務」を「事務を含む。ロにおいて同じ。)」の実施」に改め、同号ロ中「農業技術の普及指導に係る」を「農業普及事業の」に改め、同条第5号ホ中「国土調査事業」を「地籍調査事業」に改め、同条第6号ヘ中「、西村山森林整備課、北村山森林整備課及び西置賜森林整備課(次条第6号イ及びニにおいて「森林整備課等」という。)」を削り、同条第7号中ヨをツとし、カをソとし、ワをレとし、ヲをタとし、ルをヨとし、又をカとし、リをワとし、チをヲとし、トをルとし、ヘを又とし、ホをリとし、ニをチとし、ハとトとし、ロの次に次のように加える。

- ハ 漁港工事の施工及び漁港の維持管理に関すること
- ニ 海岸保全工事の施工並びに海岸保全施設及び海浜公園の維持管理に関すること(漁港の区域内的の海岸に係るものに限る。)
- ホ 漁港工事の施工に伴う土地等の取得、補償及び登記に関すること
- ヘ 市町管理漁港に係る事業の指導に関すること

第35条第8号中「、西村山森林整備課、北村山森林整備課及び西置賜森林整備課」を削り、同号ソ中「村山総合支庁産業経済部森林整備課」を「村山総合支庁」に改め、同号ネ中「置賜総合支庁産業経済部森林整備課」を「置賜総合支庁」に改める。

第36条第1号中「建設総務課」を「建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課」に改め、同号イ中「こと」を「こと(建設総務課に限る。)」に改め、同号ロ中「部内」を「部内(西村山建設総務課にあつては西村山建設総務課、西村山用地課、西村山道路計画課及び西村山河川砂防課、北村山建設総務課にあつては北村山建設総務課、北村山用地課、北村山道路計画課及び北村山河川砂防課、西置賜建設総務課にあつては西置賜建設総務課、西置賜用地課、西置賜道路計画課、西置賜河川砂防課及び小国分所に限る。)」に改め、同号ハ及びワ中「こと」を「こと(建設総務課に限る。)」に改め、同号ヨ中「こと」を「こと(建設総務課に限る。)」に

改め、同号中ヨをタとし、カをヨとし、ワをカとし、ヲの次に次のように加える。

ワ 小国分所に関すること(西置賜建設総務課に限る。)

第36条第3号八中「、西村山総務建築課、北村山総務建築課、西置賜総務建築課」を削り、同条第6号イ及び二中「森林整備課等」を「森林整備課」に改め、同条第7号ロを次のように改める。

ロ 県営住宅の整備及び管理並びに特定優良賃貸住宅の管理に関すること

第36条第7号中ヲをカとし、ルをワとし、ヌをルとし、ルの次に次のように加える。

ヲ 被災した建築物等の危険度の判定に関すること

第36条第7号中リをヌとし、チをリとし、同号ト中「住宅金融公庫融資住宅」を「独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅」に改め、同号中トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、二をホとし、ハを二とし、ロの次に次のように加える。

ハ 市町村の公営住宅及び特定優良賃貸住宅の指導に関すること

第36条第8号を削り、同条第9号中ハを削り、同号二中「施工、」を「施工並びに」に改め、「及び漁港」を削り、同号中二を八とし、同号ホ中「港湾工事等」を「港湾工事」に改め、同号中ホを二とし、同号へ中「及び漁港」を削り、同号中へをホとし、トを削り、チをへとし、リをトとし、同号を同条第8号とし、同条中第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

第37条に次の1項を加える。

3 小国分所に道路監視担当を置く。

第38条第3項中「ダム管理係」を「維持管理担当及びダム管理係」に改め、同条に次の1項を加える。

4 鶴岡分所及び酒田分所に道路監視担当を置く。

第41条を次のように改める。

(内部組織)

第41条 職員研修所に次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる担当を置く。

課 名	担 当 名
総務企画課	総務担当、企画担当
研修課	

第44条中「及び課税係」を「、課税係、管理担当及び収納担当」に改める。

第44条の4中「庶務係」を「庶務係及び消費生活担当」に改める。

第50条中「及び」を「並びに」に、「係を」を「係及び担当を」に改め、同条の表を次のように改める。

課 名	係・担当名
総務課	庶務係、図書館管理担当、大学法人整備担当
教務学生課	教務学生係、企画担当

第50条に次の1項を加える。

2 米沢女子短期大学に次に掲げる学科を置く。

- (1) 国語国文学科
- (2) 英語英文学科
- (3) 日本史学科
- (4) 社会情報学科
- (5) 健康栄養学科

第62条に次の1項を加える。

2 総務課に庶務担当を置く。

第65条中「及び」を「並びに」に、「係を」を「係及び担当を」に改め、同条の表を次のように改める。

課 名	係・担当名
総務課	総務係、大学法人整備担当
教務学生課	教務学生係

第65条に次の2項を加える。

- 2 保健医療大学に次の表の左欄に掲げる学部を置き、当該学部と同表の右欄に掲げる学科を置く。

学 部 名	学 科 名
保健医療学部	看護学科、理学療法学科、作業療法学科

- 3 保健医療大学に大学院を置き、当該大学院に次の表の左欄に掲げる研究科及び同表の右欄に掲げる専攻を置く。

研 究 科 名	専 攻 名
保健医療学研究科	保健医療学専攻

第69条中「身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所」を「身体障がい者更生相談所及び知的障がい者更生相談所」に改める。

第70条中「係を」を「係及び担当を」に改め、同条の表中

「

係 名
-----

を

「

係・担当名
-------

に、

「

相談判定課	
-------	--

を

「

相談判定課	相談判定担当、婦人相談担当
-------	---------------

に改める。」

第73条中「庶務係」を「庶務係、相談判定担当、地域指導担当及び一時保護担当」に改める。

第76条中「庶務係」を「庶務係及び保育担当」に改める。

第79条中「庶務係」を「庶務係及び指導担当」に改める。

第86条中「係・科名の」を「係・担当・科名の」に、「及び科」を「、担当及び科」に改め、同条の表中

「

係・科名
------

を

「

係・担当・科名
---------

に、

相談課	
療育課	

を

相談課	療育相談担当、発達相談担当、更生訓練担当
療育課	療育担当、総合通園担当

に改める。

「第13款 身体障害者更生相談所」を「第13款 身体障がい者更生相談所」に改める。

第94条中「山形県身体障害者更生相談所」を「山形県身体障がい者更生相談所」に改める。

第95条中「身体障害者更生相談所」を「身体障がい者更生相談所」に改める。

「第14款 知的障害者更生相談所」を「第14款 知的障がい者更生相談所」に改める。

第96条中「山形県知的障害者更生相談所」を「山形県知的障がい者更生相談所」に改める。

第97条中「知的障害者更生相談所」を「知的障がい者更生相談所」に改める。

第98条第1項中「知的障害者更生相談所の」を「知的障がい者更生相談所の」に、「山形県知的障害者更生相談所庄内支所」を「山形県知的障がい者更生相談所庄内支所」に改め、同条第2項中「庶務係」を「庶務係及び相談判定担当」に改める。

第101条中「庶務係」を「庶務係及び相談判定担当」に改める。

第127条の表中	超精密技術部	精密加工研究科	
		微細加工研究科	

を

超精密技術部		
--------	--	--

に改める。

第138条中「及び」を「並びに」に、「係を」を「係、担当及び科を」に改め、同条の表を次のように改める。

課 名	係 ・ 担 当 ・ 科 名
総務企画課	総務係、企画担当
教務学生課	教務学生担当、メカトロニクス科、情報管理システム科、情報制御システム科、建築環境システム科、産業情報専攻科

第139条第3項中「及び」を「並びに」に、「係を」を「係及び科を」に改め、同項の表を次のように改める。

課 名	係 ・ 科名
総務課	庶務係
教務学生課	制御機械科、電子情報科、国際経営科

第142条を次のように改める。

(内部組織)

第142条 職業能力開発校に次の表の左欄に掲げる係及び課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる科を置く。

係・課名	科名
庶務係	
訓練課	自動車科、建設技術科
能力開発支援課	

第143条第3項を次のように改める。

- 3 庄内職業能力開発センターに次の表の左欄に掲げる係及び課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる科及び担当を置く。

係・課名	科・担当名
庶務係	
訓練課	金属技術科、能力開発支援担当

第146条に次の1項を加える。

- 2 農業大学校に次の表の左欄に掲げる部を置き、当該部に同表の右欄に掲げる担当及び学科を置く。

部名	担当・学科名
養成部	教務学生担当、稲作経営学科、園芸経営学科、畜産経営学科
研修部	

第150条第2項中「及び係」を「、係及び担当」に改め、同項の表中

「係名」を

「係・担当名」に、「庶務係 酒田市」を

「庶務係、養豚研究担当 酒田市」に改める。

第182条中「係を」を「係及び担当を」に改め、同条の表中

「係名」を

「係・担当名」に、

「」を

「施設担当」に改める。

第199条の表山形県情報公開審査会の項を削り、同表山形県個人情報保護運営審議会の項担任する事務の欄中「第5条第2項第8号及び第3項第2号並びに第6条第1項第7号」を「第5条第2項第9号及び第3項第3号並びに第6条第1項第8号」に改め、同表中

山形県個人情報保護審査会	山形県個人情報保護条例第22条の規定による不服申立てについて調査審議すること		を
山形県情報公開・個人情報保護審査会	山形県情報公開条例(平成9年12月県条例第58号)第11条及び山形県個人情報保護条例第22条の規定による不服申立てについて調査審議すること		に改め、同表山

形県特別職報酬等審議会の項担任する事務の欄中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改め、同表中

障害福祉課	を	障がい福祉課	に、
山形県結核診査協議会	結核予防法(昭和26年法律第96号)第48条第1項の規定による従業禁止命令及び入所命令並びに結核患者の医療費の申請の審議に関すること	村山保健所及び庄内保健所	
山形県感染症診査協議会	知事の諮問に応じ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第20条第1項及び第4項の規定による勧告及び入院の期間の延長に関する必要な事項を審議すること	各保健所	を
山形県感染症診査協議会	知事の諮問に応じ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項の規定による通知、同法第20条第1項(同法第26条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び同法第20条第4項(同法第26条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに同法第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を審議すること並びに同法第18条第6項及び第19条第7項(同法第26条において準用する場合を含む。)の規定による報告に関し、意見を述べること	村山保健所及び庄内保健所	に改め、

同表山形県農林水産技術会議の項担任する事務の欄中「目標」を「目標及び管理」に、「試験研究の管理」を「奨励品種及び優良品種の認定及び普及」に、「研究行政の重要事項」を「知事が必要と認める事項」に改め、同表山形県農作物品種審議会の項を削る。

第200条第1項の表参事の項本庁の内部組織の欄中「及び農林水産部」を削り、同表中

課長	課	上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	を
産業連携推進監	農林水産部及び商工労働観光部	部長を補佐し、農林水産部及び商工労働観光部の連携に関する事務を整理する。	に改め、
課長	課	上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	

同条第3項中「課」を「課又は課内室」に改め、同項の表中

電話交換手	上司の命を受けて電話交換業務に従事する。	を
-------	----------------------	---



電話交換手	上司の命を受けて電話交換業務に従事する。
技士長	上司の命を受けて物の製作及び加工並びに機器等の製作、保守、修理等の業務並びに当該業務従事職員の指導業務に従事する。

に改め、

同表主任技術手の項職務の欄中「上司の命を受けて」を「技士長を補佐し、及び」に改め、同条第4項を削る。

第201条第1項の表支所長の項出先機関の組織の欄中「知的障害者更生相談所」を「知的障がい者更生相談所」に改め、同表次長の項出先機関の組織の欄中「知的障害者更生相談所庄内支所」を「知的障がい者更生相談所庄内支所」に改め、同表中

農林技監	村山総合支庁及び庄内総合支庁の産業経済部	上司の命を受けて、技術に関する特定事項を整理する。
------	----------------------	---------------------------

を

地域振興監	村山総合支庁及び置賜総合支庁の総務企画部	上司の命を受けて分庁舎の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
農林技監	村山総合支庁及び庄内総合支庁の産業経済部	上司の命を受けて、技術に関する特定事項を整理する。
参事	庄内総合支庁総務企画部	部長を補佐し、部の特定事項を整理する。

に改め、

同表課長補佐の項出先機関の組織の欄中「西村山福祉課」を「生活福祉課」に、「建設部西村山用地課」を「建設部西村山建設総務課、西村山用地課、北村山建設総務課」に、「及び西置賜福祉課並びに建設部西置賜用地課」を「並びに建設部西置賜建設総務課及び西置賜用地課」に改め、同表室長補佐の項を次のように改める。

室長補佐	村山総合支庁総務企画部総務課出納室、産業経済部農業技術普及課産地研究室及び森林整備課森づくり推進室並びに建設部河川砂防課留山川ダム建設室、最上総合支庁総務企画部総務課出納室、保健福祉環境部保健企画課生活衛生室並びに産業経済部農業技術普及課産地研究室及び森林整備課森づくり推進室、置賜総合支庁産業経済部森林整備課森づくり推進室並びに庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室及び森林整備課森づくり推進室	室長を補佐し、室の事務を整理する。
------	--	-------------------

第201条第2項の表中

助教授	米沢女子短期大学及び保健医療大学に置くものにあつては学芸の教授研究業務に従事し、米沢女子短期大学及び保健医療大学以外の出先機関に置くものにあつては教授を補佐し、担当の教務を処理する。
-----	---

を

准教授及び助教	学芸の教授研究業務に従事する。
助教授	教授を補佐し、担当の教務を処理する。

に改め、

同表主任あん摩マッサージ指圧師の項及びあん摩マッサージ指圧師の項を削り、同条第 3 項の表中技士長の項を削り、同表主任自動車運転技士の項職務の欄中「村山総合支庁建設部北村山総務建築課」を「村山総合支庁建設部北村山建設総務課」に改め、同表主任クリーニング師の項及びクリーニング師の項を削り、同表中

港湾監視員	上司の命を受けて港湾等の保全及び管理業務に従事する。
-------	----------------------------

を

漁港監視員	上司の命を受けて漁港の保全及び管理業務に従事する。
港湾監視員	上司の命を受けて港湾の保全及び管理業務に従事する。

に改め、

同条第 4 項を削る。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、公布の日から施行する。

( 建築基準法施行細則の一部改正 )

2 建築基準法施行細則(昭和37年 4月 県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「並びに総合支庁建設部建築課並びに村山総合支庁建設部の西村山総務建築課及び北村山総務建築課並びに置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課」を「及び総合支庁建設部建築課」に改める。

( 生活保護法施行細則の一部改正 )

3 生活保護法施行細則(昭和39年 4月 県規則第37号)の一部を次のように改正する。

別記様式第 5 号中

福 祉 係 長
受 領
月 日 印

を

査 察 指 導 員
受 領
月 日 印

に改める。

( 山形県屋外広告物条例施行規則の一部改正 )

4 山形県屋外広告物条例施行規則(昭和49年12月 県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第12条の 2 中「西村山総務建築課、北村山総務建築課又は西置賜総務建築課」を「西村山建設総務課、北村山建設総務課又は西置賜建設総務課」に改める。

第20条中「西村山総務建築課、北村山総務建築課及び西置賜総務建築課」を「西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課」に改める。

( 山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則の一部改正 )

5 山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則(昭和54年11月 県規則第60号)の一部を次のように改正する。

別記様式第 6 号(裏面)第10項中「県健康福祉部障害福祉課」を「県健康福祉部障がい福祉課」に改める。

( 山形県宅地建物取引業法施行細則の一部改正 )

6 山形県宅地建物取引業法施行細則(昭和56年12月 県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「並びに総合支庁建設部建築課並びに村山総合支庁建設部の西村山総務建築課及び北村山総務建築課並びに置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課」を「及び総合支庁建設部建築課」に改める。

第 4 条の 2 中「並びに村山総合支庁建設部の西村山総務建築課及び北村山総務建築課並びに置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課」を削る。

( 山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部改正 )

7 山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則(昭和62年 3月 県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「身体障害者更生相談所」を「身体障がい者更生相談所」に改める。

第 3 条第 2 項中「身体障害者更生相談所長」を「身体障がい者更生相談所長」に改める。

( 山形県障害者自立支援法の施行に関する規則の一部改正 )

- 8 山形県障害者自立支援法の施行に関する規則（平成18年3月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
第2条第3項中「身体障害者更生相談所長」を「身体障がい者更生相談所長」に改め、同条第4項中「知的障害者更生相談所長」を「知的障がい者更生相談所長」に改める。

訓 令

山形県訓令第13号

中  
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 4月 1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1人事・サービスの項第1項総合支庁部長専決事項の欄中「医療監」を「医療監、地域振興監」に改め、同表財務の項第20項第14号中

「 1 件の予定価格が10万円 を超えるもの 」	「 1 件の予定価格が10万円 以内のもの 」	「 管理替え又は不用の決定 に際し、知事の承認を受 けるべき物品の指定(昭和 39年4月県訓令第13号)第 2 に掲げる自動車の購入 に係るもの 」
-----------------------------------	----------------------------------	---

を

「 知事の承認を受けなけれ ばならない物品の指定(昭 和39年4月県訓令第13号) に定める物品(以下「指定 物品」という。) 」	「 指定物品以外のもの 」	「 指定物品のうち自動車の 購入に係るもの 」
---	---------------------	----------------------------------

に改め、同表の備考第1項

の表中

「 西村山福祉課、村山総合支庁保健福祉環境部福祉係、西置賜福祉課 」	「 総合支庁保健福祉環境 部次長 」
--	-----------------------------

を

「 生活福祉課 」	「 村山総合支庁保健福祉 環境部次長 」
-----------------	-------------------------------

に

改め、同表左欄中「西村山森林整備課」、「北村山森林整備課」及び「西置賜森林整備課」を削り、「西村山総務建築課」を「西村山建設総務課」に、「北村山総務建築課」を「北村山建設総務課」に、「西置賜総務建築課」を「西置賜建設総務課」に改め、同備考第3項を削り、同備考第4項の表左欄中

「 総務部危機管理室食品安全対策課、総合防災課 」	を
---------------------------------	---

「 総務部危機管理室各課 」	に、
----------------------	----

「 商工労働観光部商業経済交流課、観光振興課 」	を
--------------------------------	---

「  
 商工労働観光部各課  
 」

に改め、同項を同備考第3項とし、同備

考第5項の表左欄中「西村山福祉課」を「生活福祉課」に改め、「西村山森林整備課」、「村山総合支庁保健福祉環境部福祉係」、「北村山森林整備課」、「西置賜福祉課」及び「西置賜森林整備課」を削り、「西村山総務建築課」を「西村山建設総務課」に、「北村山総務建築課」を「北村山建設総務課」に、「西置賜総務建築課」を

「西置賜建設総務課」に改め、同表右欄中

西村山総務建築課長
北村山総務建築課長
西置賜総務建築課長

を

西村山建設総務課長
北村山建設総務課長
西置賜建設総務課長

に改め、同項を

同備考第4項とし、同備考中第6項を第5項とする。

別表第2 総務部の項財政課の項予算に関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同部の項改革推進室政策企画課の項を削り、同表健康福祉部の項中「障害福祉課の」を「障がい福祉課の」

に、  

障害福祉課
-------

 を  

障がい福祉課
--------

 に改め、同部の項障害福祉課の項精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関

すること。の項部長専決事項の欄第2項中「第19条の9」を「第19条の9第1項」に改め、同欄中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第22条の4第4項の規定による認定に関すること。

別表第2 土木部の項都市計画課の項中

「  

都市緑地法に関すること。
--------------

 を  

1 第7条第6項の規定による裁決の申請に関すること。
----------------------------

 」

「  

都市緑地法に関すること。		1 第7条第6項の規定による裁決の申請に関すること。	
国土利用計画法に関すること。	1 第24条第1項の規定による勧告に関すること。	1 第28条第1項の規定による遊休土地の認定に関すること。	
	2 第26条の規定による公表に関すること。	2 第31条第1項の規定による勧告に関すること。	
		3 第32条第1項の規定による遊休土地の買取りの協議を行う者の決定に関すること。	

 に改める。  
 」

国土利用計画法 施行令に関する こと。		1 第9条の規 定による基準 地の選定及び 標準価格の判 定に関するこ と。	
---------------------------	--	---	--

別表第3 保健福祉環境部の項中 「福祉課」 を 「福祉企  
画課及び福祉  
課」 に改め、同部の項環境課の項鳥獣の保護及び狩猟の

適正化に関する法律に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第4項及び総合支庁部長専決事項の欄第5項中「銃猟制限区域」を「特定猟具使用制限区域」に、「銃猟の」を「承認対象捕獲等の」に改め、同課の項鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第12項」を「第13項」に改め、同欄第3項中「銃猟制限区域」を「特定猟具使用制限区域」に、「銃猟の」を「承認対象捕獲等の」に改め、同課の項鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第7条第10項から第13項まで」を「第7条第11項から第14項まで」に改め、同部の項保健企画課の項薬事法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第15項中「の製造販売業者及び製造業者（薬局医薬品製造販売業者及び薬局医薬品製造業者を除く。）」を「（薬局製造販売医薬品を除く。）の製造販売業者及び製造業者」に改め、同項を同欄第16項とし、同欄中第12項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、同欄第11項中「の届出（県外配置販売業者に係る配置従事を除く。）」を「（県外配置販売業に係るものを除く。）の届出」に改め、同項を同欄第12項とし、同欄第10項中「第26条第3項」を「第26条第3項ただし書」に改め、同項を同欄第11項とし、同欄第9項を第10項とし、同欄第8項中「第19条第1項及び第2項」を「第19条」に、「の製造販売業及び製造業（薬局医薬品製造販売業及び薬局医薬品製造業に係るものに限る。）」を「（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造販売業及び製造業」に改め、同項を同欄第9項とし、同欄第7項中「薬局医薬品製造販売業」を「薬局製造販売医薬品の製造販売」に改め、同項を同欄第8項とし、同欄第6項中「薬事法施行令第80条第1項第1号に規定する医薬品」を「薬局製造販売医薬品」に改め、同項を同欄第7項とし、同欄第5項中「第13条第2項」を「第13条第1項」に、「の製造業（薬局医薬品製造業に限る。）」を「（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造業」に改め、同項を同欄第6項とし、同欄第4項中「第12条第1項及び第2項」を「第12条」に、「の製造販売業（薬局医薬品製造販売業に限る。）」を「（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造販売業」に改め、同項を同欄第5項とし、同欄第3項中「及び第40条」を「並びに第40条第1項及び第2項」に、「薬局等」を「薬局」に、「配置販売業者（）」を「配置販売業（）」に、「県外配置販売業者」を「県外配置販売業」に、「廃止、休止等」を「廃止等」に改め、同項を同欄第4項とし、同欄第2項の次に次の1項を加える。

3 第8条の2の規定による薬局に関する報告の受理等に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項保健企画課の項薬事法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄に次の2項を加える。

17 第72条の3の規定による報告命令及び是正命令に関すること。

18 第76条の8第1項の規定による立入検査等（指定薬物又はその疑いのある物品を製造した業者に係るものを除く。）に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項保健企画課の項薬事法施行令に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第2項から第4項までの規定中「の許可証（薬局医薬品製造販売業に係るものに限る。）」を「（薬局製造販売医薬品の製造販売業に限る。）の許可証」に改め、同欄第5項から第7項までの規定中「の許可証（薬局医薬品製造業に係るものに限る。）」を「（薬局製造販売医薬品の製造業に限る。）の許可証」に改め、同欄第8項から第10項までの規定中「又は」を「（県外配置販売業を除く。）又は」に改め、「（県外配置販売業の許可に係るものを除く。）」を削り、同課の項薬事法施行規則に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第2項中「県外配置販売業者に係るもの」を「県外配置販売業」に改め、同課の項山形県薬事法施行細則に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「県外配置販売業者」を「県外に住所を有する配置販売業者（以下「県外配置販売業者」という。）」に改め、同部の項地域保健予防課の項精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第1項及び第2項を削り、同課の項精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること。の項総合支庁部長

専決事項の欄第 8 項中「、第38条の 6 第 3 項及び第50条の 2 の 4 第 2 項」を「及び第38条の 6 第 3 項」に改め、同欄中第14項を第15項とし、第13項の次に次の 1 項を加える。

14 第33条の 4 第 5 項の規定による届出の受理に関すること。

別表第 3 保健福祉環境部の項地域保健予防課の項精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第 3 項を削り、同課の項感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第 5 項を次のように改める。

5 第26条において準用する第21条の規定による移送（結核に係るものに限る。）に関すること。

別表第 3 保健福祉環境部の項地域保健予防課の項感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第 9 項を削り、第10項を第 9 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

10 第37条の 2 第 1 項の規定による医療に要する費用の負担の決定に関すること。

別表第 3 保健福祉環境部の項地域保健予防課の項結核予防法に関すること。の項及び結核予防法施行細則に関すること。の項を削り、同表産業経済部の項産業経済部共通の項請負契約に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第 1 項第 6 号イ中「第19条第 3 項」を「第19条第 4 項」に改め、同部の項農村計画課の項中

水利権に関する こと。	1 県営土地改良事業に係る水の使用に関する権利の取得及び更新に関すること（国土交通大臣への許可申請を除く。）			を
地籍調査作業規程準則に関する こと。			1 第 5 条の規定による検査に関すること。	
水利権に関する こと。	1 県営土地改良事業に係る水の使用に関する権利の取得及び更新に関すること（国土交通大臣への許可申請を除く。）			に改め、同部の項水産課の項中
		12 第35条の規定による原状回復義務の免除等に関する こと。		を
		12 第35条の規定による原状回復義務の免除等に関する こと。		

国有財産法に関すること(漁港の区域内に所在し、又は漁港管理者の長が海岸管理者となる海岸保全区域施設若しくは公共海岸である国有財産に係るものに限る。)。			1 第5条の規定による国有財産の管理(本庁の農林水産部生産技術課の所管に係るものを除く。)に関する事。
			2 第31条の2の規定による国有財産の調査又は測量を行うための立入り等に関する事。
			3 第31条の3の規定による国有財産の境界確定の協議に関する事。

に、

	10 第122条の規定による許可に関する事。		
--	------------------------	--	--

を

	10 第122条の規定による許可に関する事。		
漁港漁場整備法に関する事。		1 第36条第2項の規定による土地の使用等に関する事。	1 第24条第1項の規定による土地及び水面の使用の許可に関する事。
		2 第37条第1項及び第2項の規定による許可及び原状回復の命令に関する事。	2 第38条の規定による漁港施設の利用等の認可に関する事。
		3 第39条の2第1項、第2項及び第4項の規定による監督処分に関する事。	3 第39条第1項、第3項及び第4項の規定による許可及び協議に関する事。

			4 第41条第1項及び第2項の規定による調査、測量及び検査に関すること。
山形県漁港管理条例に関すること。		1 第7条の規定による漂流物の除去命令に関すること。	1 第3条第2項の規定による施設の滅失又は損傷の届出の受理及び指示に関すること。
		2 第14条の規定による監督処分(この項の総合支庁課長専決事項の欄に規定する許可に係るものに限るものとし、承認及び許可の取消しを除く。)に関すること。	2 第5条の規定による移動の命令に関すること。
			3 第6条第2項の規定による荷役の許可に関すること。
			4 第8条第2項及び第3項の規定による指示及び許可に関すること。
			5 第9条の規定による施設の利用の届出の受理に関すること。
			6 第11条の規定による指定施設の使用の許可等に関すること。
			7 第12条の規定による占用等の許可等に関すること。

に、



			8 第13条の規定による使用料等の徴収等に関すること。	
			11 第50条第1項の規定による立入検査に関すること。	を
			11 第50条第1項の規定による立入検査に関すること。	
小型漁船の総トン数の測度に関する政令に関すること。			1 第1条の規定による小型漁船の総トン数の測度に関すること。	に、
			2 第66条第2項の規定による検査に関すること。	を
			2 第66条第2項の規定による検査に関すること。	
海岸法に関すること(庄内総合支庁建設部建設総務課及び港湾事務所に係るものを除く。)	1 第12条第1項から第3項まで(第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による監督処分(許可の取消しを除く。)に関すること。	1 第7条第1項の規定による海岸保全区域の占用の許可(第10条第2項(第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による協議に対する同意(以下この項において「同意」という。)を含む。)に関すること。		

		2 第8条第1項の規定による海岸保全区域における行為の許可(同意を含む。)に関する事。
		3 第13条の規定による海岸管理者以外の者の施行する工事の承認及び協議に関する事。
		4 第18条第1項(第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による土地等の立入及び一時使用に関する事。
		5 第20条第1項の規定による報告の徴収、立入検査等に関する事。
		6 第21条第1項及び第2項の規定による措置命令に関する事。
		7 第37条の4の規定による一般公共海岸区域の占用の許可(同意を含む。)に関する事。
		8 第37条の5の規定による一般公共海岸区域における行為の許可(同意を含む。)に関する事。

に改め、同課の項小型漁船の総トン数

山形県海岸占用料等徴収条例に関すること。		1 第3条の規定による占用料等の減免に関すること(占用等の許可が庄内総合支庁建設部建設総務課及び港湾事務所の処分に係るものを除く。)	
----------------------	--	--	--

の測度に関する政令に関すること。の項を削り、同課の項中

工事の竣工認定に関すること。			1 農林漁業資金の融資に係る工事の竣工認定に関すること。
----------------	--	--	------------------------------

を

工事の竣工認定に関すること。			1 農林漁業資金の融資に係る工事の竣工認定に関すること。
目的外使用許可に関すること。			1 漁港施設の目的外使用の許可に関すること。

に改め、同部の項森林整備課の項中

		1 第10条の2第1項の規定による開発行為の許可(山形県森林審議会の意見を聴くことを要するものを除く。)に関すること。	1 第34条第8項及び第9項(第44条において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関すること。
--	--	---	--

を

森林病虫害等防除法に関すること。	1 第5条第1項から第3項まで及び同条第4項において準用する第4条第1項の規定による駆除の命令等に関すること。	1 第6条第1項の規定による立入検査等に関すること。	1 第12条の規定による通報の受理に関すること。
------------------	---	----------------------------	--------------------------

	2 第8条の規定による損失補償に関すること。	2 第7条の規定による必要な措置の指示等に関すること。		に、
森林病虫害等防除法施行細則に関すること。			1 第1条の規定による届出の受理に関すること。	
		1 第10条の2第1項の規定による開発行為の許可(山形県森林審議会の意見を聴くことを要するものを除く。)に関すること。	1 第34条第8項及び第9項(第44条において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関すること。	
」				
		8 第58条第5項ただし書の規定による損失補償に係る承認に関すること。		を
」				
		8 第58条第5項ただし書の規定による損失補償に係る承認に関すること。		に、
森林法施行規則に関すること。		1 第22条の8第1項第5号から第9号までの規定による届出の受理に関すること。		
		2 第22条の8第1項第10号の規定による国有林の伐採の協議(皆伐に係るものを除く。)に関すること。		

	3 第22条の11 第1項第3号 及び第4号の 規定による届 出の受理に関 すること。	
	4 第22条の11 第1項第5号 の規定による 協議に関する こと。	

2 第9条第1 項の規定によ る入会林野の 整備計画の変 更の認可に関 すること。		2 第25条第1 項の規定によ る測量等に関 すること(同 条第5項の規 定により公告 をもつて通知 に代える場合 を除く。)
--	--	---

を

2 第9条第1 項の規定によ る入会林野の 整備計画の変 更の認可に関 すること。		2 第25条第1 項の規定によ る測量等に関 すること(同 条第5項の規 定により公告 をもつて通知 に代える場合 を除く。)
林業種苗法に関 すること。	1 第6条第2 項の規定によ る指示に関す ること。	1 第7条第3 項の規定によ る伐採の届出 の受理に関す ること。
	2 第19条の規 定による是正 命令に関する こと。	2 第17条の規 定による配布 事業者の届出 の受理に関す ること。
	3 第28条第1 項の規定によ る立入検査等 に関すること 。	3 第27条の規 定による報告 の徴収に関す ること。

に、

森林国営保険法 施行令に関する こと。	1 第4条の規 定による保険 証書の交付等 に関すること。		
---------------------------	--	--	--

を

森林国営保険法 施行令に関する こと。	1 第4条の規 定による保険 証書の交付等 に関すること。		
租税特別措置法 施行規則に關す ること。			1 第13条第3 項第1号の規 定による山林 所得に係る森 林計画特別控 除の特例に關 する証明に關 すること。
山形県分収林指 導規則に關する こと。	1 第6条第1 項の規定によ る分収林契約 の締結のあつ せんに關する こと。	1 第6条第2 項の規定によ る分収林契約 案の作成及び 掲示に關する こと。	1 第4条の規 定によるあつ せんの申出の 受理に關する こと。
	2 第7条の規 定による造林 者等のあつせ んに關するこ と。		2 第9条の規 定による届出 の受理等に關 すること。
	3 第11条(第 13条第2項に おいて準用す る場合を含む。 。)の規定によ る契約改訂の 勧告に關する こと。		3 第10条(第 13条第2項に おいて準用す る場合を含む。 。)の規定によ る審査等に關 すること。
	4 第14条第2 項の規定によ る紛争解決の あつせんに關 すること。		4 第12条の規 定による届出 の受理等に關 すること。
			5 第13条第1 項及び第3項 の規定による 届出の受理及 び契約のまつ 消に關するこ と。

に、

山形県林業機械貸付規則に関すること。		1 第2条の規定による林業機械の貸付けに関すること。	
--------------------	--	----------------------------	--

を

山形県林業機械貸付規則に関すること。		1 第2条の規定による林業機械の貸付けに関すること。	
山形県営林規則に関すること。	1 第12条の規定による県営林の貸付け等に関すること。	1 第9条第1項に規定する事業計画に基づく立木伐採(伐採に伴う支障木を含む。)の処分に関すること。	1 第16条の規定による受領証の受理に関すること。
	2 第43条第1項の規定による県行造林地の貸付け等に関すること。	2 第33条第1項に規定する事業計画に基づく立木伐採(伐採に伴う支障木を含む。)の処分に関すること。	2 第18条の規定による届出の受理に関すること。
			3 第21条第1項の規定による届出の受理に関すること。
			4 第36条第2項の規定による指示に関すること。
			5 第37条第2項の規定による指示に関すること。

に、

登記所への通知に関すること。			1 保安林の指定及び解除並びに保安林への転換に伴う地目変更のための登記所への通知に関すること。
----------------	--	--	---

を

登記所への通知 に関すること。			1 保安林の指 定及び解除並 びに保安林へ の転換に伴う 地目変更のため の登記所への 通知に関する こと。
立木の処分に 関すること。		1 素材生産事 業に伴う梢頭 木等副生品並 びに1件の予 定価格が50万 円以上の立木 (別に定める ものを除く。) 及び県の施行 工事に係る支 障木の処分に 関すること。	
森林整備の協 定に関する こと。		1 農林水産部 長が指定する 事業により整 備する民有林 の施業に係る 協定の締結に 関すること。	

に改め、同部の項森林整備課、西村山

森林整備課、北村山森林整備課及び西置賜森林整備課の項を削り、同表建設部の項中

「建設総 務課、 西村山 総務建 築課、 北村山 総務建 築課及 び西置 賜総務 建築課	を	「建設総 務課、 西村山 建設総 務課、 北村山 建設総 務課及 び西置 賜建設 総務課
--	---	--

に改め、同部の項建設総務課、西村山総務建築課、北村山総務建築課及び西置賜総務建築課の項中「海岸法に関すること(」を「海岸法に関すること(庄内総合支庁に限り、水産課及び)」に改め、同課の項山形県海岸占用料等徴収条例に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「港湾事務所」を「水産課及び港湾事務所」に改め、同課の項中「請負契約に関すること(」を「請負契約に関すること(山形統合ダム管理課、高坂ダム管理課、野川水系ダム管理課、)」に改め、同部の項建築課の項建築基準法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第19項を第22項とし、第16項から第18項までを3項ずつ繰り下げ、同欄第15項中「第76条の3」を「第76条の3第2項」に改め、同項を同欄第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 第85条第3項及び第4項の規定による仮設建築物の許可に関すること。

別表第3建設部の項建築課の項建築基準法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第14項中「第76条」を「第76条(第76条の3第6項において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同欄第16項とし、同欄中第13項を第



15項とし、同欄第12項中「第74条」を「第74条(第76条の3第6項において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同欄第14項とし、同欄第11項中「第73条第2項」を「第73条第2項(第76条の3第4項において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同欄第13項とし、同欄中第10項を第12項とし、第9項を第11項とし、第8項を削り、第7項を第10項とし、同欄第6項中「第4項まで」を「第3項まで」に改め、同項を同欄第9項とし、同欄中第1項から第5項までを3項ずつ繰り下げ、同欄に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

- 1 第7条の6第1項第1号の規定による建築物の仮使用の承認に関する事
- 2 第18条第13項第1号の規定による建築物の仮使用の承認に関する事
- 3 第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定に関する事

別表第3建設部の項建築課の項建築基準法に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄に次の1項を加える。

23 第90条の3の規定による届出の受理に関する事。

別表第3建設部の項建築課の項建築基準法に関する事。の項総合支庁課長専決事項の欄に次の2項を加える。

- 1 第12条第1項及び第3項の規定による建築物の敷地、構造及び建築設備についての報告の受理に関する事
- 2 第15条第1項及び第3項の規定による届出等の受理に関する事

別表第3建設部の項建築課の項中

		5 第42条の規定による興行場等の制限緩和に係る認定に関する事	
--	--	---------------------------------	--

を

		5 第42条の規定による興行場等の制限緩和に係る認定に関する事	
建築基準法施行細則に関する事			1 第5条の規定による建築主等の変更届の受理に関する事
			2 第7条の規定による工事とりやめ届の受理に関する事
			3 第8条の規定による工事監理者等の選任届等の受理に関する事
建築士法に関する事		1 第26条の2第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事	

に、

を

		5 第23条の8の規定による登録簿の閲覧に関すること。	
--	--	-----------------------------	--

		5 第23条の8の規定による登録簿の閲覧に関すること。	
公営住宅法に関すること。		1 第49条第1項の規定による報告の徴収(市町村公営住宅に係るものに限る。)及び関係物件の現地検査に関すること。	
山形県公営住宅条例に関すること。		1 第3条の規定による公募に関すること。	1 第15条第1項の規定による申告の受理に関すること。
		2 第6条の規定による入居の許可に関すること。	2 第22条の規定による届出の受理に関すること。
		3 第7条の規定による入居者の選考に関すること。	3 第23条の規定による届出の受理及び検査に関すること。
		4 第8条の規定による入居補欠者の決定等に関すること。	
		5 第9条第2項及び第4項の規定による入居可能日の通知及び入居の許可の取消しに関すること。	
		6 第10条の規定による連帯保証人の承認及び免除に関すること。	

	7 第11条第1項の規定による家賃の額の決定に関する事 こと。	
	8 第12条第3項の規定による明渡し日の認定に関する事 こと。	
	9 第13条(第24条の2第6項及び第25条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃等の減免及び徴収猶予に関する事 こと。	
	10 第14条第4項の規定による敷金の減免及び徴収猶予に関する事 こと。	
	11 第15条第2項から第4項まで及び第6項の規定による入居者の収入の認定等及び通知に関する事 こと。	
	12 第16条の規定による家賃の額の決定に関する事 こと。	
	13 第16条の3の規定による家賃の減額に関する事 こと。	
	14 第16条の4の規定による家賃の減額に関する事 こと。	

	<p>15 第17条第2項(第26条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定による費用の負担等についての指示に関すること。</p>	
	<p>16 第24条第1項の規定による明渡しの請求並びに同条第5項及び第6項の規定による通知に関すること。</p>	
	<p>17 第24条の2第1項及び第5項の規定による明渡しの請求及び明渡し期限の延長に関すること。</p>	
	<p>18 第24条の3第1項の規定による明渡しの請求に関すること。</p>	
	<p>19 第25条第1項の規定による立入検査等に関すること。</p>	
	<p>20 第25条の2の規定による許可及び許可の取消し等に関すること。</p>	
	<p>21 第26条の3第1項の規定による報告の徴収並びに同条第2項において準用する第22条及び第23条の規定による届出の受理及び検査に関すること。</p>	

に、

山形県営住宅 条例施行規則に 関すること。		1 第9条の規 定による連帯 保証人の変更 の承認に関す ること。	1 第12条の規 定による依頼 書の受理に関 すること。
			2 第13条の2 の規定による 承認に関す ること。
			3 第14条第1 項の規定によ る承認に関す ること。
			4 第14条の2 の規定による 同居者異動届 の受理に関す ること。
租税特別措置法 に関すること。		1 第28条の4 第3項第5号 イの規定によ る優良宅地の 認定に関す ること。	
		2 第28条の4 第3項第6号 の規定による 優良住宅の認 定に関す ること。	
		3 第31条の2 第2項第14号 八の規定によ る優良宅地の 認定に関す ること。	
		4 第31条の2 第2項第15号 二の規定によ る優良住宅の 認定に関す ること。	
		5 第62条の3 第4項第14号 八の規定によ る優良宅地の 認定に関す ること。	

		6 第62条の3 第4項第15号 二の規定による 優良住宅の 認定に関する こと。	
		7 第63条第3 項第5号イの 規定による優 良宅地の認定 に関すること。	
		8 第63条第3 項第6号の規 定による優良 住宅の認定に 関すること。	
		9 第68条の69 第3項第5号 イの規定によ る優良宅地の 認定に関する こと。	
		10 第68条の69 第3項第6号 の規定による 優良住宅の認 定に関するこ と。	
山形県土地譲渡 益重課制度及び 長期譲渡所得課 税の特例制度に 係る優良宅地等 の認定に関する 規則に関するこ と。			1 規則に基づ く認定書等の 交付及び届出 の受理に関す ること。
宅地造成等規制 法に関するこ と。			1 第13条の規 定による宅地 造成工事の完 了の検査に関 すること。

			4 第13条の規 定による開発 行為に基づく 地位の承継の 届出の受理に 関すること。
--	--	--	--

を

			4 第13条の規定による開発行為に基づく地位の承継の届出の受理に関すること。
エネルギーの使用の合理化に関する法律に関すること。		1 第74条第1項の規定による指導及び助言に関すること。	1 第75条の規定による届出の受理、指示等に関すること。
		2 第87条第10項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。	
浄化槽法に関すること。		1 第5条第3項の規定による浄化槽の設置又は変更の計画の変更又は廃止の命令に関すること。	
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に関すること。		1 第3条の規定による供給計画の認定に関すること。	
		2 第4条の規定による通知に関すること。	
		3 第5条の規定による認定計画の変更の認定に関すること。	
		4 第9条の規定による地位の承継の承認に関すること。	
		5 第10条の規定による改善命令に関すること。	
		6 第11条の規定による計画の認定の取消しに関すること。	

山形県特定優良賃貸住宅条例に関すること。	1 第2条第1項の規定による公募に関すること。	1 第12条の規定による届出の受理に関すること。
	2 第3条第1項の規定による入居の許可に関すること。	2 第13条の規定による検査に関すること。
	3 第3条の2第1項の規定による入居を許可すべき者の選定に関すること。	
	4 第3条の3の規定による入居を許可すべき者の選定に関すること。	
	5 第4条の規定による入居手続期間の承認等に関すること。	
	6 第5条の規定による連帯保証人の免除に関すること。	
	7 第7条の規定による家賃の一部免除に関すること。	
	8 第8条第3項及び第4項の規定による明渡しの日認定及び家賃の徴収猶予に関すること。	
	9 第10条第2項の規定による修繕等についての指示に関すること。	

に、



		10 第14条第1項及び第3項の規定による明渡しの請求及び家賃の一部免除の取消しに関する事 こと。	
		11 第15条第1項の規定による立入検査等に関する事 こと。	
山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則に関する事 こと。		1 第7条の規定による入居補欠者の決定に関する事 こと。	1 第12条の規定による届出の受理に関する事 こと。
		2 第11条第1項の規定による承認に関する事 こと。	2 第13条の規定による届出の受理に関する事 こと。
			3 第16条の規定による届出の受理に関する事 こと。

		2 第4条第4項の規定による優良田園住宅建設計画の認定に係る協議に関する事 こと。	
--	--	--	--

を

		2 第4条第4項の規定による優良田園住宅建設計画の認定に係る協議に関する事 こと。	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関する事 こと。		1 第15条の規定による命令に関する事 こと。	1 第10条の規定による届出の受理及び命令に関する事 こと。
			2 第11条の規定による通知の受理に関する事 こと。

			3 第14条の規定による助言及び勧告に関すること。
			4 第41条の規定による利用の協力要請に関すること。
			5 第42条第1項の規定による報告の徴収に関すること。
			6 第43条の規定による立入検査に関すること。
高齢者の居住の安定確保に関する法律に関すること。		1 第12条の規定による助言及び指導に関すること。	1 第4条の規定による登録に関すること。
		2 第14条の規定による登録の取消し等に関すること。	2 第8条第1項の規定による変更の登録に関すること。
		3 第15条の規定による登録の消除に関すること。	3 第9条の規定による登録簿の閲覧に関すること。
			4 第13条の規定による指示に関すること。
高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則に関すること。			1 第5条第2号口の規定による認定に関すること。
独立行政法人住宅金融支援機構法に関すること。		1 第16条の規定による独立行政法人住宅金融支援機構から委託を受けた事務のうち建築基準法施行細則取扱規程第2条に規定する取扱範囲に係る建築物等の工事審査に関すること。	

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に関すること。		1 第15条の規定による命令等に関すること。		に改め、同部の項建築課、西村山総務
		2 第16条第3項の規定による指導及び助言に関すること。		
		3 第17条の規定による計画の認定等に関すること。		
		4 第18条の規定による計画の変更の認定等に関すること。		
		5 第21条の規定による改善命令に関すること。		
		6 第22条の規定による認定の取消しに関すること。		
		7 第53条第3項及び第4項の規定による立入検査等に関すること。		
山形県高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の施行に関する規則に関すること。			1 第4条の2の規定による届出の受理に関すること。	
			2 第4条の3の規定による届出の受理に関すること。	
山形県福祉のまちづくり条例に関すること。	1 第17条の規定による適合証の交付等に関すること。		1 第15条の規定による指導及び助言に関すること。	
			2 第18条の規定による届出の受理に関すること。	

			3 第21条第1項の規定による報告の徴収及び立入調査(建築物に係るものに限る。)に関する事。
目的外使用許可に関する事。		1 県営住宅及び共同施設の敷地の目的外使用許可及び貸付けに関する事(県営住宅の入居者が保有する自動車の保管を目的とする場合に限る。)	

建築課、北村山総務建築課及び西置賜総務建築課の項を削り、同部の項港湾事務所の項漁港漁場整備法に関する事。の項及び山形県漁港管理条例に関する事。の項を削り、同部の項港湾事務所の項中「(建設総務課)」を「(水産課及び庄内総合支庁建設部建設総務課)」に改め、同部の項港湾事務所の項海岸法に関する事(建設総務課に係るものを除く。)。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第3項まで」を「第3項まで(第37条の8において準用する場合を含む。)」に改め、同部の項港湾事務所の項海岸法に関する事(建設総務課に係るものを除く。)。の項総合支庁課長専決事項の欄中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 第13条の規定による海岸管理者以外の者の施行する工事の承認及び協議に関する事。

別表第3建設部の項港湾事務所の項山形県海岸占用料等徴収条例に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「許可が」を「許可が水産課及び」に改め、同部の項港湾事務所の項中「漁港の区域、」及び「漁港管理者若しくは」を削り、同部の項港湾事務所の項国有財産法に関する事(漁港の区域、港湾区域若しくは港湾隣接地域内に所在し、又は漁港管理者若しくは港湾管理者の長が海岸管理者となる海岸保全区域施設若しくは公共海岸である国有財産に係るものに限る。)。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「農林水産部生産技術課及び」を削り、同部の項港湾事務所の項請負契約に関する事(別に定めるものを除く。)。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「並びに本庁の農林水産部及び」を「及び本庁の」に改め、同部の項港湾事務所の項目的外使用許可に関する事。

ること。の項を削り、同部の項中

「荒沢ダム管理課」

を

「山形統合ダム管理課、高坂ダム管理課、野川水系ダム管理課及び荒沢ダム管理課」

に改め、同表の備考第1項の表中

「西村山福祉課、村山総合支庁保健福祉環境部福祉係、西置賜福祉課」を「西村山福祉課」に改め、総合支庁保健福祉環境部次長を  
 「生活福祉課」を「生活福祉課」に改め、村山総合支庁保健福祉環境部次長を、  
 「西村山農業振興課」を「西村山農業技術普及課」に改め、  
 「西村山森林整備課」を削り、「北村山農業振興課」を「北村山農業技術普及課」に改め、  
 「北村山森林整備課」を削り、「西置賜農業振興課」を「西置賜農業技術普及課」に改め、  
 「西置賜森林整備課」を削り、「西村山総務建築課」を「西村山建設総務課」に、  
 「北村山総務建築課」を「北村山建設総務課」に、  
 「西置賜総務建築課」を「西置賜建設総務課」に改め、  
 同備考第2項中「水産課に」を「次の表の左欄に掲げる課に」に、「水産課長」を「同表の右欄に掲げる者」に改め、  
 同項に次の表を加える。

左 欄	右 欄
農村整備課（最上総合支庁に限る。）、水産課	当該課の課長

別表第4第3号の表中「身体障害者更生相談所長」を「身体障がい者更生相談所長」に改め、  
 同表（精神保健福祉センター所長の専決事項）の項第1項第1号中「第33条第4項」を「第33条第7項」に改め、  
 同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項第4号中「第38条の3第1項」を「第38条の3第1項及び第5項」に、  
 「及び」を「並びに」に改め、  
 同号を同項第3号とし、同項中第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、  
 同表（精神保健福祉センター所長の専決事項）の項に次の1項を加える。

- 3 山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例に関するこのうち次に掲げる事項
  - (1) 第2条の規定による報告の受理に関すること。

別表第4第3号の表（森林研究研修センター所長の専決事項）の項に次の1項を加える。

- 3 別に指定する交付金を交付すること。

別表第4第3号の表（土木部所管の出先機関の長の専決事項）の項第3項中「別表第3建設部建設総務課、西村山総務建築課、北村山総務建築課及び西置賜総務建築課請負契約に関するこの項総合支庁部長専決事項の欄」を「別表第3建設部建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項請負契約に関するこの項総合支庁部長専決事項の欄」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第3保健福祉環境部の項環境課の項鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に関するこの項及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に関するこの項の改正規定は、平成19年4月16日から施行する。

平成19年4月1日印刷  
平成19年4月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056